

西会津町業務委託契約に係る最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により業務委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、条件付一般競争入札により設計金額が1000万円を超える測量及び設計業務委託契約を締結しようとする場合において適用する。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、契約ごとに定めるものとし、その算出方法については別に定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定するときは、条件付一般競争入札の入札公告により入札参加者に周知するものとする。

(落札候補者等の決定)

第5条 最低制限価格を下回る額の入札があった場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、しないものとし、予定価格の制限の範囲内の額で、かつ最低限価格以上の額をもって入札をした者のうち、最低の額をもって入札をした者を落札候補者とする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。